

山梨県地域保健医療計画・中北圏域アクションプランの概要

第7次山梨県地域保健医療計画

基本理念 県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会を目指し、自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組みます。

期間 平成30年度～35年度（6年間）

県計画項目	第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6章	第7章	第8章
	基本的事項	保健医療提供体制の状況	人材の確保と資質の向上	地域医療提供体制の整備	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	保健・医療・福祉の総合的な取り組み	安全で衛生的な生活環境の整備	計画の推進方策と進行管理
	計画策定の経緯・趣旨 基本理念 計画の位置づけ 計画の期間	医療圏の設定と基準病床数 保健と医療の現況	医師・歯科医師・薬剤師 看護職員 管理栄養士・栄養士 理学・作業療法士・言語聴覚士 歯科衛生士・歯科技師 その他の保健医療従事者	介護サービス従事者 医療安全・医療相談 保健医療の情報化 医療機能の分化・連携と地域医療構 住民・患者の立場に立った医療提供体制	がん 脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患 糖尿病 精神疾患 救急医療 災害医療 へき地医療 周産期医療 小児救急を含む小児医療 在宅医療 その他の疾病等	健康づくり 高齢者保健福祉 障害者保健福祉 母子保健福祉 学校保健・産業保健 保健・医療・福祉の総合的な連携を推進する施設	生活衛生対策 食品の安全確保対策 薬物乱用防止対策 医薬品等の安全管理 健康危機管理体制	数値目標 計画の進行管理 計画の推進体制 計画の周知

中北圏域として「県計画」を推進

中北圏域アクションプランの概要

中北圏域アクションプランとは・・・

第7次山梨県地域保健医療計画を推進する上で、中北圏域において「特に重点的に取り組むべき課題」の解決にむけた具体的取組を明らかにした行動計画です。

中北圏域アクションプランを着実に推進するために、保健所、市町、保健・医療・福祉関係者、学校関係者、企業等の職域保健関係者、地域組織等及び県民が推進者となり一体的に取組を展開していくことを目指しています。

アクションプランの評価

中北地域保健医療推進委員会構成員の所属団体とともに、毎年度、アクションプランの取組状況を集約するとともに、3年毎に中間評価を行ない、必要がある場合には、アクションプランを見直します。

また、平成31年度（2019年度）に甲府市が中核市に移行することから、甲府市と中北圏域アクションプランの共有を行い、必要に応じて見直しを行います。

特に重点的に取り組むべき課題

#は、県計画の章番号 #1＝第1章



重点課題Ⅰ： 糖尿病対策の強化 #5 #6

重点課題Ⅱ： 精神疾患の予防及び相談支援体制の推進 #5 #6 #7

重点課題Ⅳ： 大規模災害時における医療・保健衛生及び受援体制の強化 #5 #7

重点課題Ⅵ： 重大感染症対策の推進 #5 #7

重点課題Ⅲ： 救急医療体制の強化 #5

重点課題Ⅴ： 在宅医療と介護の連携推進 #5 #6

重点課題Ⅶ： 母子保健の切れ目ない支援の推進 #5 #6